

独立行政法人国立美術館観覧規則

制 定 平成13年 4月 2日

平成13年国立美術館規則 第9号

[平成13年国立美術館規則第70号]

[平成14年国立美術館規則第5号]

[平成14年国立美術館規則第11号]

[平成15年国立美術館規則第28号]

[平成19年国立美術館規則第8号]

[平成19年国立美術館規則第15号]

[平成26年国立美術館規則第1号]

[平成29年国立美術館規則第6号]

[平成30年国立美術館規則第25号]

[令和2年国立美術館規則第14号]

[令和3年国立美術館規則第9号]

(総則)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の設置する美術館（以下「各館」という。）の観覧については、この規則の定めるところによる。

(開館日及び観覧時間)

第2条 各館の開館日及び観覧時間は、各館の館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(観覧券)

第3条 観覧する者は、所定の観覧券を必要とする。

(観覧料)

第4条 国立美術館の所蔵作品による展覧会（以下「所蔵作品展」という。）及び国立映画アーカイブの上映会（以下「所蔵作品上映」という。）の観覧料は、別表のとおりとする。

2 特別の場合の展覧会及び上映会で観覧料が前項により難しいときは、館長が別に定める。

3 他と共同主催をもって開催する展覧会及び上映会については、館長が共催者と協議の上、別に定める。

(前売及び割引料金)

第5条 館長は、前条に掲げる展覧会及び上映会（以下「展覧会等」という。）の開催に際し、前売料金又は割引料金の設定をすることができる。

(優待券)

第6条 館長は、優待券を発行することができる。

2 優待券を所持する者は、その有効期間中、券記載の条件に従って展覧会等を観覧することができる。

(招待状等)

第7条 館長は、展覧会等の開催に際し、関係者を招待し、又は招待券を発行することができる。

第8条 前三条の前売料金、割引料金、優待券、招待状及び招待券については、館長が別に定める。

(減免措置)

第9条 観覧料の減免については、別に定める。

(観覧のできない者)

第10条 次の各号に掲げる者は、観覧することができない。

- 一 適正な指導者又は付添人のない幼児（小学校（特別支援学校の小学部を含む。）就学前の者をいう。）
- 二 泥酔者等他の観覧者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 三 その他館長が不相当と認めた者

(観覧上の注意事項)

第11条 観覧者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 展示品に手を触れること。
 - 二 指定の場所以外で喫煙又は飲食をすること。
 - 三 許可なく模写又は撮影等を行うこと。
 - 四 その他、他の観覧者の妨げとなる行為をすること。
- 2 館長は、前項各号に掲げる行為をした者又は職員の指示に従わない者を退去させることができる。

(損害賠償)

第12条 館長は、観覧者が展示品又は備品を破損したときは、その事情により、観覧者に相当の弁償を負わすことができる。

(無料観覧日)

第13条 館長が必要と認めたときは、無料観覧日を別に定めることができる。

(特別観覧)

第14条 展示品及び所蔵作品の熟覧又は模写等を希望する者に対して、館長は特別観覧をさせることができる。

2 特別観覧の手續等については別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、各館の観覧に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正規則は、次項に掲げるもののほか平成14年1月1日から施行する。
- 2 第4条別表については、平成14年4月1日から適用する。ただし、平成14年4月1日を会期に含む展覧会については、館長の定めるところにより、改正後の規定に準じた取り扱いをすることができる。

附 則

この改正規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成14年11月26日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正前の観覧料金をもって開催する旨を周知している展覧会については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行し、同日を会期に含む展覧会から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条別表1東京国立近代美術館(本館)は平成29年5月27日、国立西洋美術館は同年6月9日、別表3東京国立近代美術館(工芸館)は同年7月4日、別表4東京国立近代美術館フィルムセンターは同年5月13日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

(別表)

1 東京国立近代美術館（本館）・国立西洋美術館

区分		観覧料（1人1回につき）		
所蔵作品展	個人観覧	一般 500円	大学生 250円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料
	団体観覧	一般 400円	大学生 200円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料

2 京都国立近代美術館・国立国際美術館

区分		観覧料（1人1回につき）		
所蔵作品展	個人観覧	一般 430円	大学生 130円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料
	団体観覧	一般 220円	大学生 70円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料

3 国立工芸館

区分		観覧料（1人1回につき）		
所蔵作品展	個人観覧	一般 300円	大学生 150円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料
	団体観覧	一般 250円	大学生 70円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料

4 国立映画アーカイブ

区分		観覧料（1人1回につき）		
所蔵作品上映	個人観覧	一般 520円	大学生・高校生 310円	小学生及び中学生 100円
所蔵作品展	個人観覧	一般 250円	大学生 130円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料
	団体観覧	一般 200円	大学生 60円	小学生, 中学生及び高校生並びに18歳未満又は65歳以上の者 無料

備考

- 1 観覧料には、消費税額及び地方消費税額を含む。
- 2 高校生には、高等専門学校での1～3年生までの学生を含み、大学生には高等専門学校の4、5年生又はこれらに準ずる者を含む。
- 3 団体観覧とは、20人以上が同時に観覧することをいい、個人観覧とは団体観覧以外の観覧をいう。